

竹原市告示第21号

竹原市ブロック塀等安全確保事業実施要綱を次のように定める。

令和4年3月30日

竹原市長 今 榮 敏 彦

竹原市ブロック塀等安全確保事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地震によるブロック塀等の倒壊による被害の防止及び安全な避難経路の確保を図るため、道路等に面する倒壊のおそれのあるブロック塀等の除却に要する費用の一部を予算の範囲内において補助することについて、竹原市補助金交付規則（昭和35年竹原市規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ブロック塀等 補強コンクリートブロック造及び組積造（れんが造、石造その他これらに類するもの）の塀をいう。
- (2) 道路等 広島県緊急輸送道路ネットワーク計画（平成25年6月広島県策定）により設定される緊急輸送道路及び市内の小中学校の通学路をいう。

(補助対象ブロック塀等)

第3条 補助の対象となるブロック塀等（以下「補助対象ブロック塀等」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 道路等に面するもの

(2) 道路面からの高さが1メートル以上のもの

(3) 次表に定める基準を満たしていない項目が一つ以上あるもの

項目	基準	
	補強コンクリートブロック造の塀	組積造の塀
塀の高さ	2. 2メートル以下	1. 2メートル以下
塀の厚さ	塀の高さが2. 0メートル以下の 場合 10センチメートル以上 塀の高さが2. 0メートルを超える 場合 15センチメートル以上	塀の高さの10分の1以上
控え壁	塀の高さが1. 2メートル以上の 場合 3. 4メートル以下ごとに 控え壁（塀の高さの5分の1以上 突出したもの）がある。	塀の厚さが高さの15パーセント未 満の場合 4. 0メートル以下ごとに 控え壁（塀の厚さの1. 5倍以上突出 したもの）がある。
基礎	基礎がある。	
傾き、 ひび割れ	傾き、著しいひび割れや損傷等がない。	

(4) 建築基準法（昭和25年法律第201号）の規定に違反していないもの

（補助対象者）

第4条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 補助対象ブロック塀等の所有者又は管理者（以下「所有者等」という。）

(2) 竹原市に納めるべき市民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税、介護保険料、下水道使用料、住宅使用料及び保育料（以下「市民税等」という。）を滞納していない者

(3) 竹原市暴力団排除条例（平成23年竹原市条例第14号）第2条2号又は第3号に規定する暴力団員又は暴力団員等でない者

（補助対象事業及び補助額）

第5条 補助金の交付の対象となる事業は、補助対象ブロック塀等を除却する工事（以下「補助対象事業」という。）とする。

2 補助金の額は、補助対象事業に要する費用（補助対象ブロック塀等の長さ1メートルにつき8万円を超える場合は、補助対象ブロック塀等の長さに8万円を乗じて得た額）に3分の2を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）又は15万円のいずれか低い額とする。

（補助金交付の申請）

第6条 補助金の交付を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、補助対象事業に着手する前に、竹原市ブロック塀等安全確保事業補助金交付申請書（別記様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、第1号から第3号までに掲げる書類にあつては、申請者が申請書に明示した事項に関して関係課が保管している個人情報を収集することについて同意した場合は、この限りでない。

- (1) 住民票の写し
- (2) 補助対象ブロック塀等の所有者が確認できる書類（補助対象ブロック塀等が存する土地又は当該土地を敷地とする建物に係る登記事項証明書等）
- (3) 申請者に係る納税証明書その他市民税等の滞納がないことが確認できる書類
- (4) 安全性に係るチェックシート
- (5) 付近見取図及び配置図（敷地及び道路に面している補助対象ブロック塀等の位置関係を示すもの）
- (6) 補助対象ブロック塀等の高さ、厚さ、長さ等を示す図面
- (7) 補助対象ブロック塀等の現況写真
- (8) 補助対象事業に要する費用の見積書又はその写し
- (9) 確約書
- (10) その他市長が必要と認める書類

2 申請者は、前項の補助金の交付の申請にあたって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として

控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

（補助金交付決定通知等）

第7条 市長は、前条の申請書を受理したときは、速やかに当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて現地調査を行い、補助金の交付の可否及び補助金の額を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により、補助金を交付することが適当と認めたときは、竹原市ブロック塀等安全確保事業補助金交付決定通知書（別記様式第2号）により通知するものとする。

3 市長は、第1項の規定により、補助金を交付することが不適当と認めたときは、竹原市ブロック塀等安全確保事業補助金不交付決定通知書（別記様式第3号）により申請者に通知するものとする。

（補助対象事業の着手）

第8条 補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、前条第2項の通知を受けた日以後に補助対象事業の施工に係る契約を行い、補助対象事業に着手しなければならない。

（補助対象事業の変更又は取りやめ）

第9条 補助事業者は、第7条第2項の規定による補助金交付決定後において、補助対象事業の内容を変更するときは、遅滞なく竹原市ブロック塀等安全確保事業変更承認申請書（別記様式第4号）に変更する内容が確認できる書類を添付して、市長に提出し承認を得なければならない。

2 市長は、補助対象事業の内容の変更を認めたときは、竹原市ブロック塀等安全確保事業変更承認通知書（別記様式第5号）により補助事業者に通知するものとする。

3 補助事業者は、第7条第2項の規定による補助金交付決定後において、補助対象事業を取りやめるときは、竹原市ブロック塀等安全確保事業取りやめ届出書（別記様式第6

号)により市長に届け出なければならない。

- 4 前項の規定による届出があったときは、第7条第2項の規定による補助金の交付の決定は、その効力を失う。

(実績報告)

第10条 補助事業者は、補助対象事業が完了したときは、竹原市ブロック塀等安全確保事業実績報告書(別記様式第7号)に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 工事請負契約書の写し
- (2) 補助対象事業に要する費用の請求書の写し及び領収書の写し
- (3) 補助対象事業の着手前、工事中及び完了時の工事写真
- (4) その他市長が必要と認める書類

- 2 前項の規定による報告書は、補助対象事業の完了の日から起算して30日を経過した日又は交付決定を受けた日の属する会計年度の2月末日までのいずれか早い日までに提出しなければならない。

- 3 市長は、第1項の規定による報告書の提出を受けたときは、当該補助対象事業が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合することを、当該報告書に係る書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行って確認しなければならない。

- 4 第1項の規定による実績報告をする者のうち、第6条第2項ただし書の規定により申請をした者は、補助金の交付決定額に係る消費税等仕入控除税額が明らかになった場合には、これを補助金の交付決定額から減額して報告しなければならない。

(補助金の額の確定)

第11条 市長は、前条第3項の規定による審査等の結果、実績報告が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、竹原市ブロック塀等安全確保事業補助金額確定通知書(別記様式第8号)により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第12条 前条の規定による通知を受けた補助事業者は、竹原市ブロック塀等安全確保事

業補助金交付請求書（別記様式第 9 号）を市長に提出し、補助金の交付の請求をするものとする。

（交付決定の取消し）

第 13 条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 規則、この要綱又は補助金交付決定通知に付した条件に違反したとき。
- (2) この要綱により市長に提出した書類に偽りの記載があったとき。
- (3) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (4) その他補助金を交付することが不適当であると市長が認めたとき。

2 前項の規定は、当該事業について第 11 条の規定に基づく交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用する。

3 市長は、第 1 項の規定により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消したときは、竹原市ブロック塀等安全確保事業補助金交付決定（全部・一部）取消通知書（別記様式第 10 号）により補助事業者に通知するものとする。

（返還請求）

第 14 条 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消したときは、竹原市ブロック塀等安全確保事業補助金返還請求書（別記様式第 11 号）により補助金の返還を請求するものとする。

（消費税相当額の確定に伴う補助金の返還）

第 15 条 補助事業者は、第 10 条第 1 項の規定による実績報告後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、竹原市ブロック塀等安全確保事業補助金消費税等仕入控除税額報告書（別記様式第 12 号）により、速やかに市長に報告するとともに、前条の規定による市長の返還の請求を受けてこれを市に返還しなければならない。

（帳簿等の整備）

第 16 条 補助事業者は、補助金に係る証書類を整え、補助金の交付を受けた日から 5 年間保存するものとする。

(補助対象者等に対する指導及び助言)

第17条 市長は、竹原市ブロック塀等安全確保事業補助金の交付を受けようとする者及び施工者に対して、ブロック塀等の安全性の向上が図られるよう、必要な指導及び助言をすることができる。

(その他)

第18条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和4年4月1日から施行する。